

## 介護保険



意見書をまとめた介護保険部会  
(左から2人目は遠藤部会長)

# 「軽度者外し」見送り

社保審部会  
意見まとめ

## 市町村の保険者機能強化

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会(部会長=遠藤久夫・学習院大教授)は9日、介護保険制度見直しの意見書をまとめた。反対の声が相次いだ軽度者へのサービス縮小は、今回見送られた。居宅サービス指定への市町村の関与を強め、障害福祉サービスを一括して行う共生型サービスを創設する。改正法案は2017年の通常国会に提出される。

今年2月から16回の審議を経てまとめた意見書には、地域包括ケアの推進と制度の持続性の確保に向けた見直し項目が並んだ。

意見書には、地域包括ケアの推進と制度の持続性の確保に向けた見直し項目が並んだ。

防訪問介護・通所介護が移行中のため現場の混乱を招くなどとして混亂を招くなどとして今回見送られた。ただ、生活援助サービスを中心で提供する場合の人員基準の緩和などを報酬改定で検討する。

一方、市町村の保険者機能を強化する。都道府県が指定する居宅サービスと市町村が指定する地域密着型サービスがそれぞれ整備され、現在、介護予

事業所の人員基準の見直しを検討する。このほか要介護認定の更新認定の有効期間を最長2年から3年にするととも、土口祝日も開くなど地域包括支援センターの機能を強化する」と、介護口ボックストやICTを活用する

事業所の人員基準の見直しを検討する」とな

ども盛り込まれた。また、ケアマネジメントの利用者負担や被保険者範囲の拡大は引き続き検討するとされ

れているため、市町村が都道府県の指定に関与する仕組みを創設する。地域密着型通所介護の指定を市町村が拒否できる仕組みも導入する。

### ◆

高所得者は3割負担現役並み所得のある高齢者の利用者負担は2割から3割に増やす。3割になるのは推計14万人。利用者負担が過度に高額にならないことなどを義務付け

について貸与価格の全国平均値を公表し、上限額を設ける。福祉用具に複数の商品を提案す

ることなどを義務付け

る。

40~64歳の2号保険

を提供し、都道府県は研修支援などを行う。

在宅医療・介護連携

推進事業について国が

施策立案などの手法を

具体的に示し、市町村

に実施を求める。

すべての福祉用具に

じよつとする「高額介護サービス費」の一般的な課税世帯の上限月額を7200円引き上げ、4万4400円とする。